

いきいき同窓会 川柳同好会会則

第1条(名称) 本会は「いきいき同窓会川柳同好会」と称する。

第2条(本部) 本会の本部は会長住所に置き、会計は会長の指定する場所とする。

第3条(目的) 本会は川柳を楽しむ会員相互の親睦と普及を目的とする。

第4条(活動) 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 川柳勉強会(交流会)、講演会

2. 本会の目的を達成するのに必要な活動

第5条(会員) いきいき同総会会員で本会の目的に賛同し所定の会費を納めたものを会員とする。

第6条(入会及び退会) いきいき同窓会に入会、退会を希望する者は、会長に申し出ることとする。

第7条(会費) 月会費は 1,000 円とする。

第8条(役員) 本会には次の役員を置く。

会長1名 副会長1名

事務局(会計を兼ねる)1名

理事必要に応じ若干名 監査1名

第9条(役員の選出) 役員の選出は次のとおりとする。

会長は総会で会員全員の承認による。

事務局・監査は会長が推薦し会員の承認を得る。

第10条(役員の任務)

会長は会を代表し会務を総括する。

事務局は会の総務を統括し会の経理一般を総括する。

理事は会務を運営する。

監査は会計監査を行う。

第11条(総会)

総会は年一回代表の招集により開催する。代表が必要であると認めるとき、また会員の半数以上の開催要求がある時は、臨時総会を招集する事が出来るものとする。

総会は会員の2分の1以上の出席をもって成立とする。

議事は出席者の過半数をもって決定とする。

第12条(役員の任期)

役員の任期は一期3年とする。但し、再任をさまたげない。

第13条(経費) 本会運営の経費は会費、賛助金、補助金等の収入をもってこれにあてる。

第14条(会計年度) 本会の会計年度は毎年7月1日から6月30日までとする。

第15条(会則の変更) 本会の会則変更は総会の議決によるものとする。

第16条(施行規則) 会則を施行するために必要な細則は総会において定める。

第17条(施行) この会則は令和 年7月1日から施行する。